

五條市「食」の自立支援事業委託事業者募集要領

1 案件名称

五條市「食」の自立支援事業委託

2 業務内容

別紙「五條市「食」の自立支援事業委託仕様書」のとおり

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託料及び利用者負担額

(1) 委託料（配食時の安否確認及び配達にかかる諸費用）

- ・ 1食当たり 500円
- ・ アセスメント料 1回 2,700円

(2) 利用者負担額（食材料費及び調理にかかる諸費用）

- 1食当たり ・ 普通食 450円
- ・ 療養食 320円（療養食とは、きざみ食や減塩食、カロリーを控えた食事など）

5 委託料の支払い

月毎に、毎月分の実績報告に基づき委託料を支払うものとする。

6 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、五條市契約規則（昭和39年4月五條市第4号）第22条第1項各号の規定に該当する場合は免除します。

7 応募資格

応募する事業者は、次の各号に定める内容を全て満たしている法人又は個人事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税、市（町村）税及び五條市に対する債務について、滞納のない者であること。
- (3) 公告日から契約締結の日までの間に、五條市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱又は五條市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 次の暴力団等排除措置要件に該当していない者
 - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は

営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（五條市暴力団排除条例(平成24年3月五條市条例第7号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

- ② 暴力団(五條市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の申し立てがなされていない者であること。（会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (6) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業許可を受けていること。
- (7) 過去5年の間に、地方公共団体との類似業務の実績があること。
- (8) この募集に応募する者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。

8 応募手続き

応募事業者は、次の各号に定める書類を提出すること。ただし、応募事業者が、取扱業種の指定を問わず、五條市の令和7・8年度物品・役務登録事業者一覧に登録されている場合は、第2号及び第3号の提出を省略することができる。

- (1) 参加申出書（様式第1号）
- (2) 法人の場合は、定款及び登記事項証明書、個人事業者の場合は、登記事項証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 食品衛生法に定める飲食店営業許可証の写し
- (5) 栄養士又は管理栄養士の免許証の写し及び雇用通知書の写し
- (6) 自立支援事業実施体制計画書
- (7) 地方公共団体との類似業務の契約書の写し
- (8) 衛生管理体制表
- (9) 安否確認の方法及び緊急時の対応に関する体制表
- (10) 栄養価計算表
- (11) 1か月分の献立表

9 募集期間

公告日から令和8年3月13日（金）午後5時まで

10 応募書類の提出方法

(1) 受付方法

持参又は郵送により提出すること。

※郵送による場合は、書留郵便（簡易書留可）又はレターパックプラスで提出すること。

(2) 提出先

〒637-8501 五條市岡口一丁目3番1号

五條市あんしん福祉部介護福祉課 長寿係

電 話 0747-22-4001（内線249・292）

F A X 0747-25-0294

E-Mail kaigofukushika@city.gojo.lg.jp

11 参加資格審査結果の通知について

参加申出書を提出した者には、令和8年3月16日（月）午後5時まで、参加資格の審査結果を通知する。

12 選定審査について

提出された応募書類をもとに、五條市「食」の自立支援事業委託事業者選定会議において【別紙】五條市「食」の自立支援事業委託事業者選定基準表により審査する。

総評価得点の7割を満たした事業者を選定事業者とし、選定結果を通知する。

審査結果の通知後、事業の細部について協議を行ったうえ、五條市との間に業務委託契約を締結する。

※審査日は令和8年3月19日（木）、選定結果通知日は令和8年3月23日（月）を予定。

13 その他注意事項

(1) 事業者から提出された応募書類は返却しないものとする。

(2) 応募に係る費用は全て応募者の負担とする。

(3) 応募書類に事実と反する記載があった場合、応募を取り消すことがある。

14 その他

本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

15 契約準備行為等

(1) 本プロポーザル方式は、令和8年度予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものです。

- (2) 本プロポーザル方式に係る令和8年度予算が成立した場合は、令和8年4月1日以降に当該契約予定者と契約を締結するものとします。ただし、予算が成立しなかった場合には本プロポーザル方式に係る契約を行うことはできず、参加者が要したすべての費用について本市に請求することはできません。
- (3) 審査結果の発表から契約締結日までの間に前記7の各号に記載する本プロポーザル方式に参加するものに必要な資格を失った場合及び前記13(3)に該当することが判明した場合は、失格となります。